

ふじみ野市スポーツ協会会則

(名称)

第1条 本会は、ふじみ野市スポーツ協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会の事務所は、ふじみ野市内に置き、事務所に事務局を置く。

(目的)

第3条 協会は、ふじみ野市のスポーツ・レクリエーションの普及振興とスポーツ団体の育成を目指し、もって市民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条に定める目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 市民のスポーツ・レクリエーションに関する指導、啓発活動
- (2) スポーツ・レクリエーション団体の連絡及び助成
- (3) 加盟団体間との連携及び調整
- (4) スポーツ・レクリエーションに関する調査、研究及び研修
- (5) 代表選手の選考派遣
- (6) 競技会、講習会、その他スポーツイベントの実施及び協力
- (7) スポーツ賞の表彰
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

(構成団体)

第5条 協会は、次に掲げる団体で所定の手続きを行い、理事会で承認されたものを加盟団体とする。

- (1) 市内の在住又は在勤者を主として構成する団体
- (2) 市内の学校を統括する団体

2 協会に新たに加盟しようとする団体は、その代表者により次の書類を提出しなければならない。

- (1) 加入申込書
- (2) 規約（会則）
- (3) チーム代表者名簿及び登録者名簿
- (4) 役員名簿（役職名・氏名・住所）
- (5) 前年度事業報告書及び決算書
- (6) 当該年度事業計画書及び予算書
- (7) その他、協会が必要とするもの

(役員)

第6条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 2名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 副事務局長 1名

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、選考委員会を設置して行う。

- 2 選考委員会は、役員を選考し、理事会の承認を得て総会に提案する。
- 3 選考委員会の細則は別に定める。

(役員の仕事及び任期)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協会を代表し会務を総理する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代理する。
 - (3) 会計は、協会の会計について掌理する。
 - (4) 監査は、協会の会計を監査する。
 - (5) 事務局長は、協会の事務一般を掌理し、事務局を統括する。
 - (6) 副事務局長は、事務局長を補佐し、事務局長事故あるときはその職務を代理する。
- 2 役員の仕事は定期総会間の2年とし再任を妨げない。
 - 3 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(役員を解任)

第9条 役員としてふさわしくない行為があった場合は、理事会の議決により当該役員を解任することができる。

(理事を選出)

第10条 理事は、加盟団体ごとに2名を選出するものとする。

- 2 理事は、原則として加盟団体の役員をもって充てるものとする。
- 3 会長は、理事会の承認を得て学識経験者から若干名の理事を委嘱することができる。

(理事の任期)

第11条 理事の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 理事は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を遂行する。

(正副理事長の選出)

第12条 正副理事長の選出は、理事会において理事の互選により行う。

(正副理事長の任務)

第13条 正副理事長の任務は、次のとおりとする。

- (1) 理事長は、理事会を運営するとともにその会務を掌理する。
 - (2) 副理事長は、理事長事故あるときその職務を代理する。
- 2 正副理事長は、役員会に出席し議事に加わる。

(会議)

第14条 協会の会議は、総会、理事会、及び役員会とする。

- 2 会議は、構成員現在数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状をもって当該議事についてあらかじめ意見を表示したものは、出席とみなす。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(総会)

第15条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、理事及び各加盟団体代表1名をもって構成する。
- 3 定期総会は、年1回会長が招集し、その議長は会長があたる。
- 4 総会の審議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業報告及び事業計画の承認
 - (2) 予算及び決算の承認
 - (3) 会則の制定及び改廃
 - (4) 役員承認
 - (5) その他重要な事項の承認
- 5 臨時総会は会長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の2以上から議案を示して請求があった場合は、会長が召集しその議長は会長があたる。

(理事会)

第16条 理事会は、監査を除く役員と理事1名で構成する。なお、理事1名については、各加盟団体選出の2名のうち1名とする。但し、役員は議決権を持たない。

- 2 理事会は、理事長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 3 理事会の審議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業報告及び事業計画の審議
 - (2) 予算及び決算の審議
 - (3) 会則の審議
 - (4) スポーツ賞表彰の審議及び決定
 - (5) その他の事項の審議及び決定並びに緊急事案の審議及び決定

(役員会)

第 17 条 役員会は、監査を除く役員と正副理事長で構成する。

- 2 役員会は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 3 役員会の審議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 協会運営上重要な議案の審議
 - (2) 理事会に提案する議案の審議
 - (3) その他の事項の審議及び決定

(部会)

第 18 条 会長は、必要に応じて監査を除く役員と理事で構成する部会を置くことができる。

- 2 部会の細則は、別に定める。

(顧問)

第 19 条 協会に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が理事会に諮って委嘱及び解職する。
- 3 顧問は、会長の要請に応じ、重要事項について意見を述べることができる。

(会計)

第 20 条 協会の会計は、会費、補助金、賛助会費及び寄付金その他をもってあてる。

- 2 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(会費)

第 21 条 加盟団体は別表の算出基準により算出された額を会費として納入する。

- 2 納入した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(組織運営費)

第 22 条 協会の目的を達成するため、加盟団体が行う事業及び活動のために要する費用の一部を「組織運営費」として支給する。

- 2 組織運営費の総額は、毎年度の予算の範囲内の額とする。
- 3 組織運営費は、別表の算出基準により算出された額とする。

(その他)

第 23 条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、理事会において定める。

附 則

- この会則は、平成18年4月1日から施行する。
- 平成18年度に限り、役員任期は暫定1年とする。
- この会則は、平成20年4月1日から施行する。
- この会則は、平成21年4月1日から施行する。
- この会則は、平成23年4月1日から施行する。
- この会則は、平成24年4月1日から施行する。
- この会則は、平成27年4月1日から施行する。
- この会則は、平成28年12月1日から施行する。
- この会則は、令和3年4月1日から施行する。
- この会則は、令和4年4月1日から施行する。

「別表」(第 21 条関係)

均等割額	① 1 加盟団体 3, 0 0 0 円
会員割額	② 5 0 円×会員者数(市内在住、在勤、在学者) なお、会員者数は新年度の登録数とする。
会費額	①及び②の合計額 但し、新規加盟団体においては年度途中の場合、月額により納入するものとする。

「別表」(第 22 条関係)

基礎額	①組織運営費総額の 7 0 %とし加盟団体数で均等分割する。
会員割額	②組織運営費総額の 3 0 %とし総会員者数(市内在住、在勤、在学者)で割り、当該年度の 1 人当たりの単価とする。(1 円未満切捨て。) 各加盟団体の会員者数(市内在住、在勤、在学者)に 1 人当たりの単価を乗ずる。 なお、会員者数は、新年度の登録者数とする。
組織運営費	①、②及び③の合計額(1 0 0 円未満切捨て。) 新規加盟団体においては、年度当初の加入団体を対象とし、年度途中の場合は、次年度から対象とする。